

第 2 章

ボリビア・モラレス政権の「民主的革命」

—先住民，社会運動，民族主義—

遅野井 茂雄



演説するエボ・モラレス大統領（ラパス）
（ロイター／アフロ）

はじめに

2000年以降ボリビアでは、先住民や都市住民の反乱が続き、二人の大統領が相次いで辞任に追い込まれた。この過程で先住民など社会勢力の支持を結集した社会主義運動（Movimiento al Socialismo：MAS）のエボ・モラレス（Evo Morales）候補が、2005年12月の大統領選挙で53.7%の高得票を得て当選した。180年の共和国史上初の先住民出身の大統領の選出であり、1982年の民政移管後初めて議会での決選投票を待たずに大統領が選ばれる歴史的勝利であった。まさにそれ自体、ボリビア現代史における「民主的革命」（Toranzo [2006]）に等しい出来事であったといえよう。

モラレス政権は、既存の支配ルールを根底から問い直す先住民運動等の社会運動を基盤とする点に特徴がある。2000年以降、社会運動が掲げた改革アジェンダに応える形で、新政権は、「天然ガスの国有化」に象徴される新自由主義からの決別とともに、初の憲法制定議会（Asamblea Constituyente, 以下、制憲議会）を通じた国家構造の転換と「脱植民地化」を目標に掲げ、外交政策も親米路線から、反米の急進左派であるベネズエラ、キューバとの関係重視へと転換した。

「民主的文化革命」を自称する改革目標や言説はラディカルであるが、法的枠組みを前提にするだけに、その政策は、現実主義的な側面を残しつつ困難とジレンマをはらみ、鋭い国内的対立を惹起している。とくに政府や制憲議会には、植民地以来500年間排除されてきた先住民の代表などが多数参画し、共和国として独立以来約200年、白人・メスティン（混血）による支配を保障した西欧近代の自由主義（liberal）制度と対等な位置まで、先住民社会の共同体的（comunitaria）制度を回復し、新たな制度を構築しようとしているためである（García Linera [2006]）。先住民性を前面に出した改革は、多様な民族、文化、地域の間を架橋し、共生に向けた協約の構築を促すのではなく、天然資源が立地し白人・メスティンが主体の東部低地と、先住民人口が多数を占める高地西部との地域対立を交えた「二つのボリビア」の亀裂と分断を鮮明にしており、期待された多文化共生や、多様性のもとでの新たな統合の着地点はみえない。

本章では、ボリビアの左派政権の再登場を歴史的に位置づけ、その誕生の要因を分析する。つづいて政権の性格を押さえ、レトリックと政策を検討し、民主的な枠組みのもとで行われる最貧国左派政権の困難な改革の実態と課題を明らかにする。最後に制憲議会の過程を追い、与党主導のもとで成立した新憲法草案の内容を考察することとする。

第1節 モラレス政権の誕生とその背景

1. ボリビア革命と先住民

モラレス政権の改革は、資源の国有化、農地改革、先住民の国家・社会への編入など、ボリビア革命（1952年）の「革命的民族主義」の再現を想起させるものがあるが、先住民が改革の主体となったことで、かつての左派の改革を乗り越える性格をはらんでいる。先住民運動等の社会運動を主体とする新たな左派政権の誕生を理解するには、まず革命後の先住民の位置づけを押さえる必要がある。

ボリビア革命は、パラグアイとのチャコ（Chaco）戦争敗北後の「軍事社会主義」（スタンダード石油の国有化と石油公社設立）に始まる民族主義改革の帰結であった。正規軍の解体、スズの国有化（鉱山公社の設立）、農地改革、普通選挙と無償教育の導入により、旧体制の変革と先住民の国民社会への統合を促すものであった。近代国民国家の幕開けであり、国家資本主義への転換を決定づけたが、スズに依存する内陸国の工業基盤は乏しく、都市化と行政の肥大化を招く結果に終わった。以降半世紀、低い投資と生産により、経済は停滞し、最貧国を脱することはできなかった⁽¹⁾。

革命は、パス・エステンソロ（Paz Estenssoro）ら国民革命運動（Movimiento Nacionalista Revolucionario：MNR）を率いたメスティソ知識人を中心とする中間層主導で、労働者・農民運動と連携したポピュリズム改革であった。先住民に対する差別的法律の撤廃、スペイン語能力の有無を問わない選挙権の付与など大幅な民主化が試みられた。アシエンダは

個人に分配され、先住民は差別的な「インディオ」から「カンペシーノ（農民）」と名称を公的に改められ、自作農となる。だが彼らは、革命政権への支持と引き換えに恩恵を引き出す利益代表構造（コーポラティズム）に組み込まれ、従属的な地位を余儀なくされた。長子相続権を欠いたため農地は細分化され零細農家が急増、改革後、西欧近代の象徴である都市をめざす農民の向都現象が加速した。

先住民はスペイン語教育を通じて、植民地以降の西欧近代の支配的文化とメスティソを軸に同質性を仮想した国民社会への統合（同化）の対象となったが、開発の破綻を背景に、この国民統合・同化モデルの限界も明らかであった。都市に移住し、ある場合には大学まで進学して同化の過程を歩んだ先住民出身者に、それにふさわしい雇用や社会的地位を与え平等な市民として迎えることに失敗するからである。スペイン語姓に変えてまでして近代世界に参入した先住民の若者たちは、進歩や福祉と同義であったはずの都市で、厳然と残る差別と排除の対象となったのであり、大きな期待は「過酷な挫折」に替わった（Patzí [2007: 39]）。彼らはいわば「国内的植民地主義」の構造のなかに押しとどめられたのであって、ファールルの表現を借りれば、こうした都市で「ルンペン化した」先住民出身の知識人によって、今日の「インディオ性」に回帰する運動が担われることになる（ファールル [2002: 138]）。

2. 国家主導型開発の破綻から新自由主義へ

革命政権は、強力な中央労働連合（Central Obrera Boliviana: COB）の要求、スズ産業の衰退と財政赤字の拡大、革命党の分裂等により安定した開発体制を築くことができず、1964年クーデターで崩壊した。軍政下で左右の抗争が続くが、国家主導型開発は継続され、政府と農民との連携もバリエントス（René Barrientos）政権の「軍・農民同盟」に継承された。トーレス（José Torres）政権は、ガルフ石油を国有化し労働者寄りの政策をとったが、バンセル（Hugo Bánzer）政権（1973～78年）は労働運動を弾圧する一方で、外国借款にもとづく開発を推進し、累積債務など構

造的不均衡の原因をつくった。

1978年に開始した民主化は5回の軍事クーデターが発生し混乱を極めた。3回の選挙で政治地図は、保守、中道、左派の三極に収斂した。バンセル率いる保守派の民族民主行動（Acción Democrática Nacionalista：ADN）、パス率いる中道の国民革命運動、国民革命運動左派のシレス・スアソ（Siles Zuazo）が左翼革命運動（Movimiento Izquierdista Revolucionario：MIR）や共産党と結成した人民民主連合（Unidad Democrática Popular：UDP）である。

1982年10月、80年選挙にもとづく議会で人民民主連合のシレス・スアソが大統領に選出され民政移管となる。民主化の期待を担った左派政権は、債務危機のなか、支持基盤の労組・左派勢力の反対で緊縮財政など有効な調整策を実行できず、物価や為替の統制で闇経済が広がり、3年目には5桁を越すハイパーインフレーションに襲われた。大統領は混乱を鎮めるため任期を1年短縮、1985年、総選挙を実施した。

経済破綻と左派政権の失政、労組に対する国民の反発が経済改革の条件をつくり出した。1985年、30年ぶりに政権復帰したパス・エステンソロは、大統領令21060号、いわゆる新経済政策（Nueva Política Económica：NPE）を発表、バンセル派と連携し、自ら30年前に手がけた政策を180度転換した。経済の自由化と緊縮財政など安定化をめざす徹底した新自由主義改革であり、鉱山公社の合理化では労働者を3万人から7,000人に削減する大鉈を振るった。労働者は鉱山から、首都に隣接し周辺農民が移り住んで急成長した新興都市エルアルト（El Alto）や、コカ栽培のためチャパレ（Chaparé）に移住した。

経済の安定化と自由市場改革は1970年代半ばのチリに続く新自由主義経済への移行であり、インフレの鎮静化と経済回復の道を開いた。ボリビアの改革は、チリと異なり民主体制下で行われた改革の模範とされ、その後のワシントン・コンセンサスにもとづき国際機関がラテンアメリカ諸国に市場改革を求める際のショーウィンドーとなった。

3. 左派政権誕生の背景分析

モラレス政権は、新自由主義改革に対する反動、多文化主義にもとづく制度改革の影響、政党制度の崩壊、麻薬対策などアメリカ外交の帰結という複合的な要因を背景に誕生し、社会運動が動員を通じて実現したという特徴をもつ。

(1) 最貧国における新自由主義の限界

今日のボリビアにおける左派の復権は、何よりも、先住民が半数を占める最貧国で、徹底した新自由主義政策が導入され、その後20年を経て生じた反動の帰結である。

1993年、新経済政策の立案者であったサンチェス・デ・ロサダ (Sanchez de Lozada) が大統領に就任する。改革の成果を貧困層に還元すべきとして「万人の計画」を掲げ、副大統領にアイマラ (aymara) 系指導者のビクトル・ウゴ・カルデナス (Victor Hugo Cárdenas) を迎え、地方分権化、大衆参加、教育改革、農地改革、民営化 (資本化) など「第二世代改革」を実施し、その独創的性格は国際機関から高い評価を得た。民営化を通じ外資が流入し、年平均4%台の成長率を達成した。

だが農村で9割、全国で6割を超す貧困人口を改善するには、いかにせん成長率は低く、ダイナミズムを欠いていた。大豆や天然ガスなどレントに依拠した成長は、資本集約的で雇用創出に限界があり、元来大きな所得格差をさらに拡大させた⁽²⁾。外資に対する過度の優遇策が10年後の資源ナショナリズム復活の源となる。新経済政策の導入と維持に影響を及ぼし、ボリビアでの改革の「成功」から東欧諸国の市場化にかかわったハーバード大学 (当時) のジェフリー・サックスは、「ボリビアの経験はマクロ経済改革の成功とともに深い限界を示している。価格の安定と市場改革は成長を回復させたが、すべての人々を極貧から引き上げるには成長はあまりに乏しく、均衡を欠いていた」(Sachs [2005: 108] 訳は筆者) と、20年後に回想している。

アジア通貨危機が南米に伝染する1999年からボリビアの経済成長は

再び減速した。そこに第二次バンセル政権（1997～2001年）の徹底した違法コカ栽培根絶政策が加わり、経済状況はさらに悪化した。失業率は1999年8%に倍増、極貧人口は45%に達し、新自由主義改革は限界を露呈する（表1）。2000年、世界銀行の支援で行われたコチャバンバ（Cochabamba）の水の民営化に反対する抗議行動での市民・社会運動の勝利（「水戦争」、米系企業の撤退）を機に、市場改革の動きは止まり、3年後天然ガスの輸出に反対する抗議行動で、二期目のサンチェスが政権の座を追われた時点で反転を迎えるのである。

(2) 制度改革のインパクト

サンチェス政権下での地方分権化、大衆参加、二言語教育など一連の制度改革は、先住民勢力のアイデンティティ強化と政治参加の機会を拡大させた⁽³⁾。

革命後も変わらない「国内植民地主義」的位置づけは先住民内部から批判され、1979年には政府から独立した農民運動、統一農民労働者連合（Confederación Sindical Única de Trabajadores Campesinos de Bolivia：CSUTCB）が結成された。植民地末期のトゥパク・カタリ（Tupak Katari）の反乱から200年の節目を前にした1978年、先住民知識人等によりトゥパク・カタリ・インディオ運動（Movimiento Indio Tupak Katari：MITKA）が結成された。その後、このいわゆるカタリスタ運動は、非先住民との関係をめぐり分裂、1985年選挙では、カルデナスらがトゥパク・カタリ革命運動（Movimiento Revolucionario Tupak Katari de Liberación：

表1 ボリビア：主要経済指標（1995～2007）

(%, 百万ドル)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
GDP 成長率	4.7	4.6	5.0	5.0	0.4	2.5	1.7	2.5	2.7	4.2	4.0	4.6	3.8
同1人当たり	2.3	1.9	2.5	2.5	-1.9	0.1	-0.6	0.2	0.4	1.9	1.8	2.5	1.7
インフレ率	12.6	7.9	6.7	4.4	3.1	3.4	0.9	2.4	3.9	4.6	4.9	4.9	11.9
首都圏失業率	3.6	3.8	4.4	6.1	8.0	7.5	8.5	8.7	9.2	6.2	—	—	—
極貧人口	—	41.2	—	—	—	45.2	—	39.5	—	34.5	38.2	—	—
直接外国投資	393	474	731	947	1008	734	703	674	195	63	-242	237	240

(出所) CEPAL [2007], 2007は暫定値。極貧人口（一日1ドル以下）はUDAPE [2006]。

MRTKL) から選挙に出馬する一方、フェリペ・キスベ (Felipe Quispe) から急進派は1990年トゥパク・カタリ・ゲリラ軍 (Ejército Guerrillero Tupak Katari : EGTK) としてゲリラ活動を展開した。その間、東部低地でもボリビア先住民連合 (Confederación de Pueblos Indígenas de Bolivia : CIDOB, 1982年) などの組織化が始まり、1990年にはベニ先住民連合 (Central de Pueblos Indígenas de Beni : CPIB) が「尊厳と領域を求めて」ラパスに行進し、パス・サモラ政権 (Paz Zamora, 1989～1993年) から、領域の集団的な所有権を認める大統領令の公布を勝ち取っている (Patzi [2007] ; Teijeiro [2007])。1991年には先住民の権利に関するILO第169号条約が批准された。

1994年の憲法改正では、メスティソ中心の国民国家から「多民族多文化」(multiétnica y pluricultural) を前提とする国家原理が明記され、先住民の集団的領域に関する権利が認知された。1996年下院議員の半数を小数選挙区制と比例代表制によって選出する選挙制度改革が実施された。地方分権化では約200の自治体 (municipio) を新設し、開発の主体と位置づけ、税収の20%を人口比に応じて全国311(現在327)の自治体に移譲した。同時に、大衆参加法によって、都市住民組織、先住民共同体、伝統的親族集団 (アイユ) に史上初めて法人格が与えられ、案件形成から施行、監視までを大衆参加で行う開発への草の根組織の参加が制度化された。

こうした制度改革が、社会運動論が問題とする (タロー [2006]) 政治的機会構造をどの程度開いたかについては、議論の分かれるところである⁽⁴⁾。だが主要都市にのみ存在した自治体が全国に設けられ、首長や議員の選出、リコールが実践され、独自の資源をもとに開発への住民参加が制度化された意味は大きく、新しいアクターを生み出して地方のエリート構造を変え、全国政党によるパトロン＝クライアント関係にもとづく伝統政治に変化を与えた (Grey Molina [2003] ; Mayorga, R. [2005])。1997年の地方選挙では、多くの先住民、農民の首長が誕生し、全国の自治体議員の29% (オルコでは62%) が先住民出身となったのであり (Albó [2002: 82])、疑いなく「政治変化の最も根本的なプロセス」が開始された (Klein [2003 : 262])。だが改革への努力は後継のバンセル政権下で弱まり、政策

立案能力など自治体強化の支援策は後退する。既存政党の浸透による監視委員会の政治化、腐敗の地方への拡散、開発案件の都市部偏重、白人・メスティソ首長とのパトロン＝クライアント関係の強化などと相まって、大衆参加法の理念と現実との乖離は、むしろ落胆と反発を呼び起こしていく。

公的な多文化主義の振興は国際ドナーの支援を受け、資金の受け皿となる NGO の隆盛をみた (Gill [2000])。だが大衆参加など「上から」の一律の自由主義原理にもとづく多文化主義の実践は、多様な先住民社会にとって適切とはいえなかったであろう。白人・メスティソを優位とする支配的な権力・差別構造を変革するものではなく、支配文化の許容内での先住民の参加と権利拡大にほかならなかったからである (Postero [2007])。モラレス政権下で教育大臣となるパツシが断言するように、「1994 年以降の多文化政策は、社会構造の植民地性を少しも解決しなかった」(Patzí [2007 : 285] イタリックは原著者)。異文化間二言語教育 (Educación Intercultural Bilingüe : EIB) も先住民だけが対象となり、先住民言語を価値あるとみなす方向にスペイン語話者のメンタリティを変えなければ片手落ちであった。それゆえ、副大統領のカルデナスは「自由主義プロジェクトを正当化するための道具」、「支配階級に取り込まれたアイマラ言説」と批判される (Patzí [2007 : 179])。先住民と自己認識する人口が増大するなかで (2001 年国勢調査では 62% ⁽⁵⁾)、不満が高まり、制憲議会による国家構造の転換が先住民運動の改革アジェンダとなる。

ネオリベラル多文化主義の限界を背景に先住民主体のポストリベラルな運動が強化される。象徴的には「多民族」という表現が、支配的な白人・メスティソ、スペイン語との関係において、少数民族・言語を想起させるエスニシティにもとづく pluriétnica ではなく、ボリビアの 36 の先住民集団を独自の言語と文化をもつ同等のナシオン (nación, 民族) として、支配的な民族・文化と対等に位置づけようとする plurinacional へと重点を移すのである。だが先住民性を前面に出した闘争は、サンタクルスの分離運動「ナシオン・カンバ (Nación Camba)」⁽⁶⁾ に代表される東部の白人・メスティソの自治権要求の動きを誘発し、地域対立を深刻化させる要因となった。

(3) 政党制度の崩壊

制度改革に加え、既成政党政治の弱体化と、左派勢力の弱体化が社会運動の政治化を促し、先住民運動の独自政党の結成へとつながった⁽⁷⁾。

新経済政策を政治的に推進したのは政党間の連携、いわゆる「協定による民主主義 (democracia pactada)」体制であり、このもとで1989年バンセル派との連携で左翼革命運動のパス・サモラが政権につき、民主主義のもとで市場改革を進める統治モデルは継続された。だが公職の分配にもとづく家産制的 (patrimonialist) 旧習と腐敗は批判され、それを担った伝統政党への不信が深まった。ラサルテによれば家産制的慣行のもとでは「政治は私物化され、公私の区別がなくなり、集合的公的空間ではなく私的利害が満たされる空間と考えられる」(Lazarte [2005: 71-74])。格差の大きな社会で拡大する主権者とその代理人であるはずの政治家との乖離、代表制への不満が強まった。新自由主義改革に対する不満、社会との回路を失い腐敗した政党への不満を吸収したのは、祖国の良心 (Conciencia de Pátria: CONDEPA) や連帯市民連合 (Unidad Cívica de Solidaridad: UCS) の都市新興ポピュリズム政党だったが、1997年選挙を前に両党首の相次ぐ死去と、バンセル政権下で「協定による民主主義」体制に吸収されたことで支持を失い、左派に政治的空間が生まれた (表2)。

同時に代表制の機能不全は、公共政策の決定を主権者の手に取り戻す機会となる。2000年の「水戦争」から左派政権誕生までの5年間は、後に

表2 ボリビア：大統領選挙結果と政党間の連立 (1985～2002年), 2005年選挙, 得票率 (%)

1985	1989	1993	1997	2002	2005
○ ADN (28.6)	MNR (23.1)	◎ MNR (33.8) **	◎ ADN (22.3)	◎ MNR (22.5)	◎ MAS (53.7) *
◎ MNR (26.4)	○ ADN (22.6)	AP (ADN+MNR) (20.0)	MNR (18.2)	MAS (20.9) *	Podemos (28.6)
MIR (8.9)	◎ MIR (19.6)	Condepa (13.6)	○ Condepa (17.2)	○ NFR (20.9)	UN (7.8)
	Condepa (11.0)	○ UCS (13.1)	○ MIR (16.8)	○ MIR (16.3)	MNR (6.5)
		○ MBL (5.1)	○ UCS (16.1)	MIP (6.1) *	MIP (2.2) *
			MBL (3.1)	○ UCS (5.5)	
(おもな協約名)			ADN (3.4)	ADN (3.4)	
民主協約	愛国的合意 AP	統治協約	Megacoalición	プラン・ボリビア	

(出所) CNE, Mayorga [2007] にもとづき筆者作成。

(注) ◎大統領選出政党, ○連立参加政党

*先住民系。 ** MRTKL (トゥバク・カタリ革命運動) との連携 (副大統領)

副大統領となるガルシア・リネラ（Álvaro García Linera）が総括したように、公共財の定義とその分配をめぐる社会運動と国家との熾烈な闘争過程と化した（García Linera [2005 : 36]）。社会運動は公共政策の新しいあり方を提起したのである。「水戦争」は公共財の供給を民間に委ねる新自由主義政策への反発とともに、生活に直結する重要な政策が当事者に諮られることなく、上から一方的に押しつけられたことへの反発から生まれたものである（García, et al. [2003]）。つまり公共政策をめぐる紛争を、市民権行使の実践の形態（「街頭での民主主義」）とみなす傾向が、政治社会との回路を閉ざされた先住民や低所得層の間に強まった。その傾向は分権化の要求のなかで各県の市民委員会（Comité Cívico）と称する中間層にも広がるのであり、元来脆弱な法の支配のさらなる融解と、制度を超え、非合法的な手段をも容認する社会のあり方を強めていくのである。

その過程で先住民勢力は、既存政党の縛りを脱し、独自政党を結成する。1999年の社会主義運動と、2000年のパチャクティ・インディヘナ運動（Movimeinto Indígena Pachacuti : MIP）である。パチャクティとは、天と地の逆転、つまり革命を意味する。1980年代前半の左派政権の失政とその後の市場改革で後退した伝統的左派勢力は、従来の階級還元性を脱し、先住民運動との関係刷新を図り、社会主義運動と合流した。2002年の選挙で社会主義運動のモラレス候補は首位に1ポイント差に迫る躍進を果たす。「アイマラ国」建設を唱える統一農民労働者連合の指導者フェリペ・キスベ率いる急進派のパチャクティ・インディヘナ運動の議席と合わせ、先住民政党は42議席、全体の約3分の1の議席を獲得した。その後、先住民・社会運動は、議会というシステムの内と、街頭という外から既存システムを挟撃するのであり、「協定による民主主義」体制は、抗議行動によるサンチェス政権の崩壊とともに終焉する。副大統領から昇格した後継のメサ（Carlos Mesa）大統領は、政党との関係を断つことで、統治能力の回復に取り組みざるを得なかった。そして2005年の選挙で既成政党はほとんど姿を消すことになる（表2）。

(4) アメリカの外交政策

また国民的指導者モラレスの誕生は、ガマラが指摘するように「アメリカ政府の強硬な麻薬対策による意図せざる創造物」であった（Gamarra [2007: 14]）。アメリカの麻薬対策のもとで制定された法律 1008 号（1988 年）にもとづきユンガス（Yungas）での合法的栽培を除き、チャパレ等での非合法栽培は根絶が進められた。市場改革で労組の力が弱まるなか、政府のコカ政策に抵抗を続けたコカ生産者組合は、統一農民労働者連合の主要勢力となる。バンセルは、独裁時代のイメージを払拭するため親米的姿勢を強め、徹底した根絶策（コカ・ゼロ）を実施したが、代替作物化は効果を上げず、経済悪化と反米主義を強めた。反対に、チャパレから立候補し 1997 年の下院選で議員となったモラレスは指導者として頭角を現すのである。

2002 年 1 月、病気で辞任したバンセルを引き継いだキロガ（Jorge Quiroga）大統領（2001～2002 年）のもとで、抗議行動から軍に犠牲者が出たためテロ教唆の責任者としてモラレスの議員資格を与党が剥奪したが、それはアメリカの内政干渉と受けとめられ、逆にモラレスの立場を強めることになった（Patzl [2007: 239]）。さらに同年の大統領選挙戦の終盤、ロチャ・アメリカ大使が、「コカイン輸出国になることを望む候補者に投票すれば、アメリカの援助は危うくなる」と発言したことが反米感情を広げ、モラレスを一躍、国民的指導者に押し上げた（Pinto y Navia [2007: 176]）。

二期目就任後サンチェス大統領は、コカ生産者の攻勢と左派の急伸を前に、コカ対策の緩和と援助拡大をアメリカ・ブッシュ政権に要請するが、財政赤字削減を求める IMF との合意の履行を促される。2002 年 2 月、所得課税強化策を発表したところ、警官ストが発生、政府機関の打ち壊しと略奪を誘発、大統領官邸前のムリージョ広場では軍と警官が銃撃戦を構える事態となり、多数の犠牲者が出（死者 33 人）、政権基盤は急速に弱体化する。模範的な市場改革を進めてきた親米政権を、ブッシュ政権は支え切ることができず、8 カ月後、天然ガスの対米輸出に対する抗議行動で大統領は事実上追放される。

(5) 動員により獲得した権力の均衡

先住民運動など社会運動は、2000年以降の抗議過程で、新経済政策の変更、民営化企業の再国有化、米州自由貿易地域反対、コカ政策の見直し、土地問題や自治権の要求を掲げ、「人民参謀本部 (Estado Mayor del Pueblo)」を立ち上げ「国の再興 (refundación del país)」を合言葉に、既存権力と対決する集団行動を実践し権力の均衡を創り出した。

2003年8月、サンチェス政権は、統治能力を高めるため与党連合に第三勢力の新共和勢力 (Nueva Fuerza Republicana : NFR) を取り込み、チリ経由での天然ガスの輸出に着手しようとして抗議活動に直面した⁽⁸⁾。治安当局の対応の拙さから多くの犠牲者が出て事態は悪化 (死者67人)、道路封鎖でラパスは包囲された。大統領辞任を求め抗議は激しさを増し、連立与党が分裂、軍が離反するなか、10月17日大統領は辞任し商用機でアメリカに逃走した。

後任のメサ大統領は、天然ガスの開発に関する国民投票 (2004年) で信任を得たものの、2005年1月にはエルアルトの水の民営化に対する抗議行動に見舞われ、フランス企業の撤退を余儀なくされた。同時に大規模な動員を展開した東部の市民運動には、県の自治権に関する国民投票と知事公選の実施を約束するなど、統治能力の限界を露呈した。新炭化水素法をめくり政府と議会の対立が高まるなかで、先住民・社会運動は、天然ガスの国有化を要求して道路封鎖によるラパス包囲を展開し、6月メサ大統領を辞任に追い込んだ。憲法上後継の上・下院議長をも同様に辞任に追いやり、最高裁長官を暫定大統領として選挙を実現、一挙に先住民政権の樹立を達成するのである。

「ガス戦争」と呼ばれた二つの政変とも、エルアルトの住民組織連合 (Federación de Juntas Vecinales: FEJUVE) の果たした役割が大きく、「ミクロ政府」と化した各居住区 (バリオ) の住民組織の反乱が触媒となり拡大した (Mamani [2005])。首都と地方都市、ボリビアと隣国を結ぶ交通の要所で、植民地末期のトゥパク・カタリの反乱と同様、首都包囲において戦略的位置を占めるエルアルトの住民組織による道路封鎖を手段とする抗議活動が、権力の均衡を創り出したのである。この一連の過程において、

国家による資源管理と収益拡大を支持する民族主義が広く浸透した。そこには天然資源が民族主義の中核を占めるに至るボリビア固有の事情がある(PNUD [2007: 228])。

2005年選挙でモラレスは、キスペとともに農民ゲリラに参加した経験をもつ白人系知識人のガルシア・リネラを副大統領に指名し都市中間層にも支持を拡大、事前の予想を覆し、バンセル派から分かれ新自由主義路線を継承する社会民主権力(Poder Democrático Social: PODEMOS)のキロガ元大統領を大差で破った。中間層を含む国民の変革に寄せる支持を集めた結果であった⁽⁹⁾。

第2節 モラレス政権の性格と権力関係

1. 社会運動を基盤とする政権

植民地以降の支配文化から意識的に距離を置く先住民出身者を元首とし、社会運動に支えられた政権の発足でボリビアのエリート構造は大きく変化した。政権中枢には、2000年代に入り輸出額に占める天然ガスの比重が高まり、逆に大豆の比重が相対的に低下したこと(1990年代の50%から2006年には10%)が、東部経済界と伝統的支配層の影響力を弱めたとの認識がある。天然ガスの収益に国家管理を強めたのに対し、ガスや大豆など資源が立地する東部は自治権を主張することで防衛策に転じるに至ったという認識である⁽¹⁰⁾。

政権の支持勢力を、ラセルナは先住民系、社会運動系、左派系の3グループに分類している(Laserna [2007])。統一農民労働者連合、ボリビア先住民連合、クジャスヨ・アイユ・マルカ全国連合(Consejo Nacional de Ayllus y Marcas de Qollasuyu: CONAMAQ)、国内移住者組合連合(Confederación Sindical de Colonizadores de Bolivia: CSCB)、バルトリナ・シサ農民女性連合(Federación Nacional de Mujeres Campesinas de Bolivia, “Bartolina Sisa”: FNMCB - BS)、土地なし農民運動(Movimiento

Sin Tierra : MST), ガラニー民族会議 (Asamblea del Pueblo Guaraní : APG) 等が先住民・農民組織を代表する。このうち, ボリビア先住民連合等 9 団体は, 統一協定 (Pacto de Unidad) を結成し新憲法草案を提出するなど (PU [2006]), コカ生産者組合連合とともに改革の支持や反対派を牽制するため街頭に勢力を動員する政権の中核グループとなった。エルアルトの住民組織連合, 鉱山協同組合連合 (Federación Nacional de Cooperativas Mineras de Bolivia : FENCOMIN), 年金受給者連合, 家政婦連合, 鉱山労組, 工業労働者連合などの新旧の社会運動, さらに反新自由主義的 NGO やサンアンドレス大学, 共産党など旧左派勢力が政権に結集した。

第一次内閣には支持基盤から指導者が次々と入閣した。外相に先住民活動家のチョケワンカ, 新設の水大臣に住民組織連合のママニ, 教育相にアイマラ系社会学者, 法務相に家政婦連合, 鉱山相に鉱山協同組合連合, 経済開発相に農民女性連合, 労働相に工業労働者連合の指導者が登用され, 炭化水素相や開発企画相には新自由主義批判のエコノミストが就任した。政権発足に際し大統領は, 「人民に従いながら統治する」とサパティスタのマルコス副司令官の言葉を引用し (Pinto y Navia [2007 : 189]), 大統領府省には先住民・農民運動を含む社会運動との調整を担当する副大臣ポストが新設された。政府は閣僚はじめ省庁や議会に運動の指導者を登用するだけでなく, 定期的に閣僚や省庁幹部の業績審査を社会運動と行い内閣改造に反映させるなど, 社会運動に説明責任を果たすことが必要となっている。

社会主義運動は従来の意味での政党ではなく, 社会運動の水平的なネットワークから構成される。コカ生産者への動員を除けば, 高地から指令を発する性格をもたず, 「不安定な連携」 (Mayorga, F. [2007 : 259-265]) にすぎない。だが各社会組織は, 後述のように, 農地改革や制憲議会, 年金改革を防衛する際の動員のように, 反対派を牽制し, 政府の政策を支持する力を十分発揮してきた。政権から距離を置く急進派も最終局面では現政権以外に目下代案はなく, 政権の改革を急進化させる方向に自発的に勢力を動員させている。

だがこうした政権の性格は急進的レトリックを必要とし、政権としての凝集力やガバナンス能力、政策の一貫性に影響を与えている。36の先住民集団も、多数派の高地のアイマラ、ケチュアと、低地の少数派のガラニー、チキタノ等多様であり⁽¹¹⁾、集団の規模や利害の分岐が、制憲議会での与党の立場を弱める結果となった。政権に参画した先住民指導者は揺るぎないアイデンティティを保持し、国家開発計画には成長自体を疑問視する共同体的開発概念が掲げられたが、同時に大幅な投資拡大を前提とする高成長が打ち出されるなど（後述）、先住民系と旧左派系の開発路線が同居している。ワヌニ（Huanuni）鉱山の開発権をめぐり2006年10月、支持基盤の鉱山公社労組と協同組合連合の労働者が衝突し、16人の犠牲者を出す事件も発生した。

2. 「破滅的な拮抗関係」

現行1967年憲法下での大統領選挙においては、直接選挙で過半数を獲得した政党はなく、得票数の多い上位3名（憲法改正で1997年以降は2名）による議会での決選投票となり、多数派工作が当選の必須条件であった。議院内閣制的性格が大統領制に織り込まれ新経済政策を支えたところにボリビア・モデルの特徴があった（遅野井 [2004]）⁽¹²⁾。それが連立与党間での中央省庁・州政府の支配と公職の分配という、公共空間の私物化に通じる弊害をもたらしてきたわけだが、「協定による民主主義」体制下で一定の統治能力を各政権に授けてきたことは疑いない。

新政権は、旧来の「協定」に対する批判を背景に、また直接選挙で過半数を得たことで、中道の国民統一（Unidad Nacional：UN）と連携することなく、単独で政権運営に踏み出した。だが歴史的勝利とはいえ、与野党勢力は微妙な均衡のうえに築かれていた。下院では過半数を制したが、上院の主導権は野党に握られ、重要な法案や人事の承認に必要な3分の2には及ばなかった。初の県知事公選で与党が勝利したのは、9県のうち3県に過ぎない。制憲議会選挙でも議決に必要な3分の2の議席獲得をめざしたが、過半数確保にとどまった。反対に、同時に行われた自治権に関する

国民投票では、東部4県（サンタクルス、タリハ、ベニ、パンド）が賛成したが、野党知事が支配するラパス、コチャバンバを含め西部5県では反対となった。自治権に関する国民投票は、県単位の自治権設定の権限を制憲議会に付託し、新憲法が国民投票で承認された後に直ちに自治政府の樹立を住民に問うもので、東部の自治権主張の根拠となっている。

したがって「民主的革命」を掲げる以上、政権運営には本来野党との合意形成が不可欠で、それによって多民族社会での民主主義の強化が期待されたわけだが、後述のように改革は、西部と東部、与党と野党のゼロ・サム的な対立の様相を強めた。結局ガルシア・リネラがグラムシの概念にもとづき提示した2000年以降の「破滅的な拮抗関係」(empate catastrófico), つまり「二つの勢力」, 「二つのボリビア」が、いずれもその意思を他の一方に押し付けることも、合意もできない均衡が続くことになるのである。この状況を破ることは、合意形成が不可能だとすれば、民主的な法制度や手続きを乗り越え、大統領独裁にも通じかねない委任型民主主義(O'Donnell [1994]), あるいは革命政権としての性格を強めることを示唆していた。

第3節 政策の実態：急進的レトリックとプラグマティズムの間

1. 一次産品輸出モデルからの脱却

新自由主義に替わる開発概念は、政権発足半年後に公表された国家開発計画（『よく生きるため、尊厳と主権をもち生産的で民主的なボリビア：Bolivia digna, soberana, productiva y democrática para vivir bien』）で明らかにされたが（MPD [2006]）、そこには社会運動の共同体主義と旧左派の国家主義との混在、また政権の政策全般を規定することになる、理想主義と現実主義との混在がみられる。

「尊厳あるボリビア」とは、貧困、排除、差別、周縁化、収奪のすべて

の形態の根絶を意味する。19世紀の銀、20世紀のスズ、今日の天然ガスと続く一次産品輸出モデルが、先住民を不平等と社会的排除にとどめた元凶と批判される。市場主義、個人主義、消費主義にもとづく新自由主義は「大多数の国民から資源を奪い」、国内に資本蓄積を許さない「植民地主義」の延長ととらえられる。「植民地主義」を解体し、それに替えて先住民、農村共同体、都市移住者、小零細企業に息づく「共同体的」実践と多様な生産組織の役割を強調している。

つぎに「よく生きるために」(para vivir bien)とする開発目標は、先住民社会に根づく共同体的な共生の概念、つまり異なる文化とアイデンティティの尊重、自然との調和を意味する「ともによく生きる」ことであり、他を犠牲にして成長を前提とする西欧の個人主義的な「よりよく生きる」概念と区別される。人間性の充足をめざす尊厳・自立など固有の文化が重視されるのであり、物的な財へのアクセスに限定された西欧的「福祉」とは区別される。

したがって、開発とは単に「基本ニーズの充足ではない。多様な共同体や民族が政策の優先順位や決定に参加し討議する過程」であると、エンパワーメントや審議民主主義を強調する(MPD [2006:12])。そのため、社会運動が政策決定と生産手段に参画する「社会共同体的国家」の実現と、社会や行政に埋め込まれた植民地主義的慣行の一掃、それに替わる連帯、協力、補完、互酬の涵養が必要とされる。「民主的文化革命」が標榜され、制憲議会が「脱植民地主義の中心」と位置づけられた。先住民・社会運動とともに権力を行使し、国家運営を監視し、開発決定に責任を共有することが「民主的ボリビア」の要諦である。

一次産品輸出モデルに替わり「総合的で多角化されたモデル」が「生産的ボリビア」であり、「共同体的開発」はその一部に位置づけられている。天然資源の主権回復と工業化、生産手段と雇用の確保による富の再分配、生産機構の多角化、国内市場の回復が基本となる。国家は開発の推進者であると同時に、天然資源、電力、環境の戦略部門を管理し、分配と生産の担い手として経済に介入する。民間部門、再建される公共部門、共同体部門による混合経済が想定されている。

新しい開発モデルの系論として国際経済関係の再編も提起されている。生物多様性や人間の生存を脅かす飽くなき競争から社会を守る必要があり、財の交易のみで世界との関係を築くべきではないと、自由貿易協定反対の立場が表明される。競争や支配にもとづく統合に替わり、連帯、補完、互酬にもとづく諸国民の対等な関係として、キューバ、ベネズエラと締結した人民貿易協定（Tratado de Comercio de los Pueblos：TCP）が位置づけられている。それが外交を規定する「主権をもつポリビア」ということである。

しかし開発計画には、短期的に一次産品輸出モデルは解消できないとする現実主義と、「よく生きる」とは矛盾する高成長路線が盛り込まれた。輸出の競争的環境を維持するため慎重なマクロ経済運営の必要性を説き、資源価格急騰という環境を最大限に活用し、国民の要求に応えるべきとして、直接外国投資の急速な回復にもとづく高成長の構図を描いている。5年間の目標は、年率6.3%のGDP成長、年9万人の雇用創出と都市失業率の半減（4%）、貧困削減（63%から49.7%）、所得格差の改善（富裕層10%と最貧層10%の所得比率を29倍から21倍）など野心的なものとなった。

2. 国家主導への回帰

新自由主義批判は開発における国家の役割の回復となって具体化された。天然資源の国家管理を強め、石油公社等の公社を再建し、国家が開発の主体的な役割を担う、国家主導への回帰を実現させた⁽¹³⁾。独自の開発計画の立案もその一環である。

2006年5月1日、大統領は56の操業施設に軍を配備して天然ガスの国有化を宣言、公約の実現は主権回復として国民に歓迎された。いわゆる井戸元での国有化は、過去2回の資産接収とは異なり法的枠組みのもとで行われた。現行憲法規定や、天然ガスの開発に関する国民投票（2004年）と翌年議会が公布した新炭化水素法にもとづき、課税を強化した新契約への移行を外資に強いるものであった。だが軍を駐留させての実施は資源ナショナリズムへの回帰を想起させ、市場の信頼をおとしめたことは疑いない。

大統領令により、外国企業は石油・天然ガスの全事業の運営を石油公社に移すことになり、課税は、従来の18%から新炭化水素法が定めた50%(直接税32%追加)へと強化された。二大施設からは82%が徴収され、32%分をもって石油公社が強化されることになった。ペトロブラス(ブラジル)やレプソル(スペイン)など大口投資家は一方的決定に反発したが、アルゼンチンとの新規輸出契約が追い風となり、180日間の交渉期限を迎えた10月28日、12社すべてが新契約に移行した。この結果、天然ガスからの政府収入は、2004年の3.28億ドルから2006年には16.5億ドルに増大した(2007年5月大統領発表)。問題は、資金調達が間に合わず株式の買い戻しが先延ばしにされた点、石油公社が高い能力をもつ開発機関として再建できるか、投資環境の変化により外資流入が期待できるかという点に絞られた。

さらに2007年に入り、戦略部門の国有化と、国有化の方針が相次いで発表された。ヴァイント冶金会社の国有化(2月)、ペトロブラス所有の二精油所の買い戻し(5月)、鉱山への課税強化等、戦略部門の国家管理が強まった。5月には、世界銀行傘下の国際的な投資保証機関である投資紛争解決条約(ICSID)を脱退した。また2008年5月には通信エンテルの国有化に踏み切り、天然ガス4社の株式強制取得で経営権の獲得を行った。他方、世界的埋蔵量を誇るムトゥン(Mutún)鉄鉱山はインドのジンダル・スティーレル(Jindal Steel & Power)が落札、鉱山への徴税の強化も鉱山協同組合は除外されるなど、支持基盤や南々協力を重視する企業選別の方針を覗かせている。

開発における国家の役割を強化するには、それにふさわしい能力を備える必要がある。家産制の伝統が残る国でそれは難題であり、給与引き下げと、行政経験のない社会運動家の政権参加、レントシーキング行動の浸透等で、政府のガバナンス能力は目に見えて低下している。石油公社が探査から工業化に至る全分野において効率的な開発主体となる保障は全くなく、むしろ急速な雇用拡大から政治化が懸念されている(ICG [2007: 17])。

3. 高まるレント収益への依存

さらに一次産品輸出モデルの克服には、単に国家主導への回帰を超える論理と政策が要請されるはずである。生産開発銀行が発足したが、「よく生きる」開発概念に即したセクター別の具体策は遅れ、政府の関心は資源管理の強化による収益拡大とその分配、公社の強化策に集中している。工業化が短期的に非現実的であるとしても、現状は開発計画で批判した一次産品輸出モデルにあまりに忠実といわざるを得ない。天然ガス、鉱山は、雇用全体の2%を吸収するに過ぎず、極めて資本集約的である（IMF [2007]）。副大統領が選挙前に唱えた「アンデスの資本主義」、国連開発計画ボリビア事務所が提唱する「ガスを越えた経済」、フェアトレードと有機を基礎に世界のニッチ市場をにらんだ労働集約型産業の発展に必要な戦略的な投資誘導策は着手されていない（PNUD [2005]；Grey Molina [2007]）。

社会勢力が動員をテコに政府に要求を突きつけ、開発権や、増大する天然ガスや鉱業の収益分配に群がる構図ができつつある。レントシーキングやパトロネジ（情実）、ペギスモ（情実による公職の分配）など、伝統的枠組みのもとで政府が行動していることをうかがわせている（Laserna [2006]）⁽¹⁴⁾。前述のウアヌニ鉱山の開発権をめぐる鉱山公社労組と協同組合労組による衝突事件は、鉱山大臣を入閣させた協同組合としては、政府が協同組合の要求を受け入れるとの見通しがあったはずである。責任をとらせる形で政府は鉱山大臣を更迭し、同時に協同組合の労働者約5,000人を公社に編入するポピュリズム的な解決を図った。07年4月にはグランチャコで、天然ガスの収益の分配を求め、マルガリタ・ガス田の行政区区域の変更をめぐる地域住民同士の衝突事件が発生している。

社会政策も国有化収入が基礎となっている。2006年、5年生までの就学児童を対象に、石油公社の収入を財源として、毎月200ボリビアノ（約25USドル）の所得補助政策（ボノ・ファンシト・ピント）を開始した。2007年11月、10年前に民営化とリンクして導入された非拠出型年金（BONOSOL）を廃止し、2008年から終身老齢年金制度（Renta

Dignidad) を創設、原資を炭化水素直接税から賄うことを発表（州政府への配分額の 30% を充当）、受給年齢の引き下げ（60 歳以上）と低所得層への受給額の増大（月約 25US ドル）を打ち出した。この新たな非拠出型年金制度は、富裕層との差別化を図り、貧困層の支持獲得をねらったものであるが、国有化で政府所有株式を石油公社に移行させて再建を図ろうとする政府には、原資を県に割り当てられた炭化水素直接税の配分枠に求めることで、反対派の東部諸県の財政を締め上げるねらいがあったことは明らかである。当然のことながら、反発は東部から広がり、制憲議会の審議と併せ、両者の対立を深刻化させた。また 2008 年 7 月には、サンチェス時代の年金の民営化、つまり賦課方式から個人積立方式への移行にともない導入された年金基金運用機関（AFP）の廃止案が浮上した。

4. 慎重なマクロ経済運営と投資環境の悪化

他方、「新自由主義の解体」宣言とは対照的に、政府の財政、金融、貿易政策の根幹は、新経済政策の枠組みにとどまっている。セクター別各省は社会運動やサンアンドレス大学系の人脈が支配しているが、経済省、中央銀行はカトリック大学系の正統派エコノミストが担いマクロ経済を運営している。IMF との協定は 2006 年 3 月更新されなかったが、財政規律は維持され、債務免除や天然ガスの税収拡大の結果、2006 年は 34 年ぶりに大幅な財政黒字（5.4%）を達成、2007 年も 3.4% の黒字を記録した（CEPAL [2007]）。資源価格の高騰で輸出額は 40 億ドルを超えるなど対外部門は記録的好調ぶりを示した。

だが東部経済界を「オリガルキー」と批判する攻撃的レトリックを背景に、産業界との溝は深いものがある。戦略部門の国家管理の強化・拡大により投資環境は悪化し、開発計画での認識とは裏腹に対外的な好機を逸していることは疑いない。ムトゥン鉄鉱山、サンクリストバル鉄山等の大型プロジェクトは動きはじめたが、直接外国投資は域内で最低水準にとどまっている。天然ガスへの新規投資は大幅に遅れ、国内需要が増大するなか、2008 年にはブラジル、アルゼンチンとの間で約束された供給量を確

保できないとする見通しを、政府は2008年1月発表した。ベネズエラの投資も遅れ、関心を寄せるロシア、中国、イラン等もそれを補完するには至っていない。短期的には、問題が表面化していないが、資源価格の動向というリスクとともに、しだいに財政拡大、インフレ再燃、エネルギー危機等の中長期的なリスクに直面しはじめている（表1）⁽¹⁵⁾。2007年10億ドルに達した出稼ぎ者による送金も、先進国の経済減速で、減少することが予想される。

5. 農地改革

先住民など社会勢力に生産手段を保障する改革の試金石が農地改革法の修正である。農地改革も主要な選挙公約であったが、支持を集めた天然ガスの国有化とは反対に、2006年5月30日発表した改革案は、東部と野党の強い反対に遭遇した。

1953年の農地改革では、先住民人口が希薄で土地問題が政治化していなかった東部は対象とならず、むしろサンタクルスとの分離を懸念した政府は、東部開発を振興し、アラブ、ユーゴ、日系等の移民に開発前線を開放、輸出向け近代的農業開発を推進し、その後の高地農業との二重構造を決定づけた⁽¹⁶⁾。またサンタクルスに基盤をもつパンセル軍政下で、関係者に農地が政治取引で譲渡された経緯があり、農地が一握りの白人系地主に偏在し、投機の対象となってきたことは疑いない。不平等な土地保有状況を背景に、ブラジルの影響を受けた「土地なし農民運動」が結成され、モラレス政権の支持基盤となった。

改革案は、農地改革庁が2年ごと「社会経済的機能」に照らして非生産的農地を収用し、5年で250万の農民に共同体単位で2,000万ヘクタールを分配するとするものである。これに対し先住民の低地への移住に対する恐怖、「社会経済機能」評価の恣意性に対する不安に加え、2年ごとの評価では金融機関の担保にならないと東部の反発を招いた。法案は2006年11月15日下院を通過、野党は上院での審議拒否と東部での抗議行動で対抗したが、政府は農民組織の動員により上院に圧力をかけ、同月28日欠

席野党議員に替えて3名の補欠議員を抱き込み可決を強行した。自然災害の影響もあり改革法は凍結されているが、合意を経ない改革は、後述の制憲議会での審議と東部の自治権要求と連動し、対立の中心イシューであり続けている。東部の地主層は次の「土地戦争」に備え、農民たちの土地侵入を撃退するための防衛策を講じている（Gustafson [2008]）。

6. 外交政策

外交政策もレトリックと現実主義との間を揺れている。政権発足直後から、ベネズエラのチャベス政権はキューバとともに、識字運動、出生証明書交付等で支援を開始し、資金援助を通じて急速にプレゼンスを拡大した。2006年4月ハバナでの人民貿易協定、5月ラパスでの包括的協力協定の調印により、アメリカ主導の米州自由貿易地域に対抗する「米州ボリバル代替統合構想」（Alternativa Bolivariana para los Pueblos de Nuestra América：ALBA）を始動させた。2007年8月両国石油公社による合弁会社ペトロアンディナの設立合意によって、石油化学、液化ガスのプラント建設、探査などの協力が動きはじめることになった。またチャベス政権は、軍や与党系地方自治体に小切手を交付、小零細企業への援助に加え、キューバ医療関係者のボリビアへの派遣を資金面で支えている。両軍の軍事協力関係もベニ県でのエルニーニョ災害復旧などを介し進んだ。だが人民貿易協定は援助的性格が強く、貿易への貢献度は微々たるものであり、歴史的な輸出ブームは皮肉にもグローバル化と自由貿易に支えられているのが実態である。

他方、高い正統性をもつ政権の「反米」レトリックを前にブッシュ政権は辛抱強い対応を強いられた。コカ生産者組合連合の指導者として大統領はコカ栽培の合法化は譲れず、反対にコカイン生産と違法コカ栽培が不可分とみるアメリカ政府には「コカ・ゼロ」から「コカイン・ゼロ」への政策転換は受け入れられない。2006年12月法律改正を経ずに合法的栽培面積を8,000ヘクタール増やし2万ヘクタールに拡大したのに対し、アメリカは2007年度麻薬対策協力の25%削減を発表した。栽培面積の拡大をめ

ぐる米大使の批判を内政干渉と牽制し、「援助を反政府派 NGO に流している」、「反政府陰謀に加担している」と非難するなど、対米関係は冷却化に向かった。2008年6月には、コカの代替作物化に従事していたアメリカの援助関係者がチャパレから追放され、9月には、ゴールドバーグ・アメリカ大使が、東部の反政府勢力と結託しているとして、国外退去となった。

しかしモラレス政権の反米主義は一貫性を欠いていることも事実である。ミレニアム・チャレンジ勘定（Millennium Challenge Account：MCA、約6億ドル）の適格国として働きかけ、自由貿易協定を拒絶しつつ、アンデス貿易促進麻薬撲滅法（Andean Trade Promotion and Drug Eradication Act：ATPDEA）の更新をアメリカに要請してきたからである。麻薬対策協力に報いコカに依存しない経済発展を支える目的で、アメリカはベネズエラを除くアンデス4カ国に特惠関税制度を15年間維持し、最近の対米輸出ブームを生み出してきた。2006年末で期限が切れるの前に、コロンビアとペルーはアメリカと自由貿易協定交渉を妥結したが、これにより交渉を拒絶したボリビアは米市場で競争力を失うだけでなく、アンデス共同体（Comunidad Andina de Naciones：CAN）の大豆輸出市場を失う可能性に直面している。両国の自由貿易協定合意に対しベネズエラはアンデス共同体から脱退したが、ボリビアはハイレベルで特惠の更新をアメリカに働きかけた。最終的に特惠制度は、2008年12月まで更新されたが、その後の見通しは不透明である。更新されないと支持基盤のエルアルトの繊維など対米輸出に影響が出、8万人の雇用確保が困難となるとみられている（Gamarra [2007：28]）。

こうした事態に対処するため、政府はベネズエラに従いメルコスール（Mercosur：南米南部共同市場）への正式加盟を申請したが、2007年1月の首脳会議でメルコスール側からも積極的対応がみられなかった。アンデス共同体が貿易政策をめぐる分岐するなかで、ボリビアは自由貿易協定に反対するイデオロギー的な立場に縛られ、EUとの交渉を含め、貿易戦略は不透明なままである。

第4節 憲法制定議会の政治過程と新憲法草案

1. 分極化深めた審議過程

与党と野党、西部と東部の対立を決定的にしたのは、制憲議会での審議を通じてである。そもそも制憲議会は、各勢力が対話により永続的な社会協約を結ぶという2000年以降の国家的課題に対応した協調の場と考えられてきた。開発計画でも「異文化間の新しい社会契約」を結ぶ手段と位置づけられ、新たな制度は「インディヘナのヘゲモニーに替わるものではない」とされていた（MD [2006: 14,19]）。だが先住民の参加による制憲議会の開催は社会運動の悲願であり、「国の再興」と「脱植民地主義の中心」と考えられてきただけに、先住民性を主張する急進派にとって「新植民地主義者」と非難する相手との妥協はそもそも不可能だったかもしれない。「共同体的多民族国家」(Estado plurinacional comunitario)の樹立を求める与党に対し、野党・東部は、民主的手続きの尊重と県の自治権をテコに対抗したが、そもそも東部には、改革とともに制憲議会の失敗を画策する動きが存在した。結局、協約構築の場は、両勢力の急進派に引きずられる形で、対立を鮮明にする場と化した⁽¹⁷⁾。

2006年8月6日スクレ(Sucre)で開設された制憲議会は、議決方法をめぐるとの対立で半年を費やした。現行憲法と召集法にもとづき3分の2での議決を主張する野党と、同議会がすべての法に優越する「独自の(originaria)」権限をもつとして過半数を主張する与党の対立である。11月与党が過半数での議決を強行したことから、ハンストで抵抗する野党・東部と、それに対抗する農民組織の動員による与党との間で国を二分する抗争へと発展した。12月15日東部4県は市民集会を開き、「3分の2の議決と県の自治権を認めない新憲法は非合法であり、その場合、県庁に自治政府設立の権限を付託し住民投票を実施する」と宣言した。翌2007年1月自治権をめぐるとの国民投票が否決されたコチャバンバ県のマンフレド知事が国民投票のやり直しを求めたことから、政府はコカ生産者を動員して同知事の辞任を迫り、知事側市民との衝突で犠牲者が出る事件が発生した。

この衝突事件は、民主制度を侵害するものとする EU 等国際的な非難を招くことになり、2月政府・与党側が譲歩し審議再開となった。だが、3月スクレが全面的な首都移転を審議に含めることを求めたため、新たな対立が生まれた（独立後首都であったスクレから1899年の「連邦革命」で自由主義者が勝利し、司法を残し行政府と立法府はラパスに移されている）。7月ラパスが移転反対の百万人規模の決起集会を開いたのに対し東部4県はスクレ側について市民を動員した。1年の会期切れを前に与野党合意にもとづき、12月14日まで会期が延長されたが、8月15日首都移転が審議から外されたため、スクレで抗議行動が日常化し審議は中断した。与党知事を擁するチュキサカ県の県都スクレを抱きこんだ東部の巧妙な戦略が功を奏した形であり、8月28日東部4県にコチャバンバとチュキサカを含め6県で反政府市民ストが打たれた。

政府は制憲議会での審議を断念し、9月副大統領主導で超党派の政治審議会を発足、経済体制、自治権などで一部合意を取り付けたが、社会民主権力は反対を貫き、東部の先住民組織など急進派も、制憲議会の権限を超えた審議会に反対した。新憲法草案の承認を急ぐ与党側は、11月24日農民運動と当局に守られ、避難したスクレの軍施設で野党欠席のなか、草案概要を承認。施設の外では当局と両勢力の衝突で反対派3名が犠牲となり、市民の反乱でスクレ市から一時警察が撤退する事態となった。さらに与党は野党欠席のなか上院で議会開催地を一方的に変更し、12月9日、411条から成る新憲法草案をオルロ（Oruro）の大学敷地内で、野党不在のまま採決を行った。

政府は12月15日、草案成立の祝賀行事を行ったが、東部4県はそれを拒絶する立場を表明し、天然資源や土地、教育、税制をも自決する「自治基本法（Estatuto Autónomo）」の是非を問う住民投票の実施を構えた。「破滅的な拮抗関係」を打破しようとする試みは、正当な手続きを経ない政府与党の新憲法草案の承認に対し、現行法上合法性をもたない東部の自治権の発動という事態に至った。

2008年1月大統領と反対派との対話が始まったが、2月政府与党は、社会運動が野党議員の議場入場を阻止するなか、東部の住民投票の無効と、

新憲法の国民投票をサンタクルスが住民投票を予定する5月4日に実施する法案を、強行採決した。国民投票は、準備が間に合わないという選挙裁判所の反対で延期となったが、政府は、住民投票は非合法で国の統一を阻害する「分離主義」の企てとして、米州ボリバル代替統合構想の支援と米州機構(OAS)への提訴など外交努力と、農民運動の動員による道路封鎖や一部投票箱の焼却によって阻止しようとした。だがサンタクルスに続きバンド、ベニ(6月1日)、タリハ(6月29日)において住民投票は予定どおり実施され、自治基本法はいずれも80%前後の圧倒的支持で承認された。

2. 新憲法草案からみる「新しいボリビア」

与党主導の新憲法草案には、急進派の主張を退け反対派に譲歩した面があるものの、社会運動が求めてきた要求が盛り込まれ、大きな制度変化を予測させる内容となった(CPE [2008])。第一条において、従来の共和国の規定が削除され、ボリビアは、「多民族共同体的な単一の社会国家」、「自由で独立し、主権を有し、民主的で、異文化共生にもとづき、地方分権化され自治権をもつ国家」と規定されている。「政治、経済、法、文化、言語における多元主義とそのもとの統合の過程」が強調されているが、統合の軸となる概念は不明確で、国家ビジョンは分裂気味ですらある。

新憲法には「多民族共同体的」性格が色濃く反映されている。36先住民民族集団をナシオンと位置づけ、スペイン語とともに各言語を公用語とし、中央の「多民族政府」と州政府では最低2言語の使用を義務づけた。国旗とともに先住民運動の結束を表わす虹の紋章、ウィパラ(wiphara)を国のシンボルとしている。多民族でありながら、あくまで単一国家で、連邦制や自治州を拒絶、自治権を県、地域、自治体、先住民の4区分に付与し、県の自治権を牽制する形となっている。

「多民族立法院」となる議会は、下院は121議席と現行の9減となり、議員はすべて少数選挙区制のもとで選出される。逆に上院は「県代議院」として36議席と9増となり、9県から4名ずつ比例代表で選出される。一人一票の原則のもとで、西部や先住民に有利な選挙制度が採用され、与

党側の過半数確保を目論む制度設計となっている。民主主義は、直接参加型民主主義、代表民主主義、共同体的民主主義の三形態によって行使される。

大統領は、一回目の投票で過半数が得られなくとも、40%以上を得て、二位との差が10%あれば当選となり、決戦投票も議会ではなく直接投票で行われる。大統領の連続再選は、反対派の批判に応え、無制限ではなく一度限りとされた。直前にベネズエラで行われた国民投票での憲法改正案の否決が明らかに影を落としていた。他方で、現政権を苦しめてきた重要法案や人事案件の承認に3分の2が必要とする従来の条項は廃止され、憲法改正も過半数の賛成で発議が可能となるため、さらなる改正への余地は残されている。

「多民族司法権」には先住民管轄制度が新設され、共同体的司法（*justicia comunitaria*）を含む多元的法制度が動き出すことになる。裁判官は直接選挙で選出され、議会の関与や政治化を防ぐ制度設計となった。「多民族選挙審議会」は第四権と位置づけられ、委員5人のうち最低2人は先住民でなければならない。急進派が主張した第四権として市民社会が他の三権を監視する「多民族社会権」の設置は見送られた。

経済体制は、国家開発計画と改革実績をもとに、開発における国家の役割を大幅に拡大し、国家介入主義と混合経済への回帰が規定され、貧困や不平等、社会的排除をなくすため富の公平な分配政策を推進することを謳っている。全ての経済主体は、尊厳ある雇用を創出し、不平等を減らし、貧困を根絶するために貢献することが義務づけられるなど、民間の経済活動が制限され得る内容となっている。中央銀行の独立性は規定されなかった。

西欧系譜の自由主義制度と先コロンブス期にも遡る共同体的制度を対等に位置づけることにより、「多民族的」制度の発足を企図する与党政府の意向が反映されている。長期政権化と急進的改革をめざす現政権と社会運動に有利な制度設計となっており、手続き的にも問題を含み、合意を欠く草案であることは疑いない。制憲議会に対する国民の批判は強く、支持基盤にも亀裂が生じており⁽¹⁸⁾、国民投票での承認も絶対的とはいえない。仮に承認されたとしてもその正統性は弱く、実効性も危ういものとなる。

もとより憲法や法律にもとづいた制度変革だけで、差別や排除がなくな

るわけではないことは独立後の制度変化の歴史が示すところである。簡単に脱植民地化が実現するわけでもない。むしろ新憲法によって社会経済状況の改善を含めた諸問題が一挙に解決されるとする期待感は危険ですらある。輪番制での指導者の選出など先住民集団の共同体的慣行を、自由主義制度と対等に社会全体が受け容れ、それが機能するような多民族国家への転換は容易ではない。文字通りの「文化的革命」が必要であり、強制力という革命をとまなわない「民主的革命」に徹しようとすれば、徹底した審議民主主義を通じたコンセンサス形成が不可欠であろう。

2008年5月8日、住民投票での勝利に勢いづいた野党側は、反対派県知事の罷免を企図して前年12月政府が提出した「大統領と県知事の信任を問う国民投票案」を無修正で承認し、政府もこれを受けて立つことを表明し、8月10日に実施された。たが対話による合意点の模索ではなく、投票によってヘゲモニー確保をねらおうとする試みであり、結果として、大統領・副大統領は67%で信任され、東部4県知事も同様に信任され、対立の構図はむしろ強化された。

おわりに

モラレス政権の誕生と改革のプロセスは、多民族社会ボリビアでの民主主義の進展の過程ととらえることができる。共和国としての独立、「ボリビア革命」、新自由主義のもとでの制度改革など幾多の改革にもかかわらず、500年にわたり実質的に排除されてきた先住民など社会運動が、自らの動員をテコに、住民投票、国民投票、制憲議会など直接民主主義の形態を通じて勝ち取ってきた過程である。

だが、民族、文化、地域、階級を横断する複合的な対立軸を前に、結果として、各民族や地域の独自性や自治権を過度に求める方向が強まるとすれば、むき出しの個別の利害やアイデンティティがぶつかり合うことになり、国自体の分裂の危機を深めることにもなりかねない。同質性を仮定したネーションのもとで平等な市民としての権利を、先住民を含むすべてに

保障することに失敗してきた国において、個人や集団の尊厳や権利、自由を保障する最後の拠り所である法の支配は、以前にも増しておぼつかないものとなろう。1982年の民政移管後、最も高い信頼を得てきた全国選挙裁判所に対する信頼感が崩れ始めており、改革の名のもとで民主制度の溶解が進んでいる。また過度の民族主義にもとづいた改革は、短期的にはともかく、長期的持続的な開発のあり方にも大きな問題点を残している。

話し合いによって、新憲法草案と自治基本法をすり合わせることで妥協点を見出し、立憲的なルールを再度確立することが求められている。だが、二つのビジョン（共同体主義と自由主義）をすり合わせることは困難であり、すでに左派政権によって開かれたプロセスは、対話による多様性のもとでの統合への機会を逸し、対立から暴力的衝突が生ずる懸念を強め、国際社会の関与をとまなわざるを得ない事態へと突入しつつあるようにみえる⁽¹⁹⁾。「民主革命」を掲げる左派政権のボリビアは、大きな岐路に立たされている。

〔注〕

- (1) 1950年から2000年までの半世紀間、ボリビアの一人当たりのGDP成長率は年率－0.02%であった（World Bank [2006：3-5]）。
- (2) 最富裕層20%と最貧層20%の国民所得比率は、1989年の21から2002年には44に拡大した（ECLAC [2005：338]）。
- (3) 先住民の政治化については遅野井 [2007] を参照されたい。
- (4) 肯定的な解釈としてはBlanes [2000]。ファン・コットは先住民運動の政党への転換を同じ文脈で論じている（Van Cott [2005]）。他方アルチョンドは、政党への転換は参加構造の開放ではなく閉鎖性ゆえに代案がないために生じたと主張している（Archondo [2007]）。
- (5) 2001年国勢調査ではメスティソとしての分類がなかったことが先住民としての比率を高めたが、2000年代に入り先住民と自己認識する人口比は増大する傾向にある（Grey Molina [2003：357]）。
- (6) 西部高地はインカ帝国でコジャスーユと呼ばれたことから、先住民文化と植民地行政に特徴づけられたラパスを中心とする高地をコジャスと呼ぶ。これに対しサンタクルスはカンバと呼ばれ、白人入植者と数少ない低地先住民とが融合し独自の文化をもつ地域と考えられてきた。コジャスとカンバは地域対立の表現として使われている。
- (7) 先住民政党の結成とその成功のメカニズムについては、ファン・コットが説明モデルを提起している（Van Cott [2005]）。
- (8) チリ経由の輸出計画は、チリとの戦争（「太平洋戦争」）で海岸部を失ったボリビアの国民感情を刺激し反発を生んだ。

- (9) 世論調査では2007年4月の段階でも、64%が「良い方向に変化している」と回答している (PNUD [2007:50])。
- (10) ガルシア・リネラとのインタビュー (Natanson [2007:169])。
- (11) 自己認識での先住民人口 (2001年センサス) のうち、ケチュア 49.5%、アイマラ 40.7%と西部高地の二つの民族が約9割を占めている。なお東部のガラニーは2.5%、チキタノは3.6%にすぎない (World Bank [2006:274])。
- (12) レネ・マジョルガは、これを「議員内閣型大統領制 (predidencialismo parlamentarizado)」と呼んでいる (Mayorga,R. [1999])。
- (13) 「旧来のポピュリスト的国家主義の復活」との指摘もある (F.M. [2006:19])。
- (14) 2005年新炭化水素法によれば、新たに課税される32%の直接税は、県に32.6%、自治体に20%、大学に5%と57.8%が地方に分配され、残り国庫取入に入る32.4%は軍、警察等へ、5%が先住民に対する社会開発資金に振り向けられる。
- (15) モラレス前中銀総裁は、現政権の経済政策を長期的視野を欠いた再分配と民族主義にもとづく「21世紀のポピュリズム」として分析している (Morales [2008])。
- (16) サンタクルス市民委員会の指導者ブランコ・マリニコピッチは、クロアチアからの移住2世で国内最大の大豆ビジネス企業を手がけている (Gustafson [2008])。
- (17) 審議過程は、La Razón (<http://www.la-razon.com>) による。
- (18) 2008年6月29日、与党系知事の辞職にともない行われたキュキサカ県知事選挙では、与党の制憲議会員で先住民の女性指導者(サピナ・クエジャル)が、首都移転問題で野党から擁立されて当選した。
- (19) 2008年9月、信任投票で勢いを得たモラレス政権が新憲法の国民投票を年内に強行しようとしたため、東部勢力は政府施設や天然ガスのパイプラインを占拠、北部バンド県では政府系農民勢力18名が死亡する衝突事件が発生する事態となり、政府はバンドに戒厳令を発令し軍を投入した。その後、南米諸国連合 (UNASUR) や米州機構などの仲介もと、政府と東部の間で話し合いが行われ、10月9日与野党間の対話が議会で開始された。国際社会の監視と社会勢力の圧力を背景に、21日、100カ所を越える新憲法草案の修正協議が合意に達し、2009年1月25日に改正新憲法草案が国民投票に付されることになった。

〔参考文献〕

< 日本語文献 >

- 遅野井茂雄 [2004] 「ボリビア・モデルの破綻」(『ボリビア 国別援助研究会報告書』国際協力機構 国際協力総合研修所)。
- [2007] 「政治化する先住民運動」(『ラテンアメリカ時報』No.1380 秋号)。
- タロー、シドニー [2006] 『社会運動の力』大畑裕嗣監訳 彩流社。
- ファーヴル、アンリ [2002] 『インディヘニスモ—ラテンアメリカ先住民擁護運動の歴史』染田秀藤訳 白水社。

< 外国語文献 >

- Albó, Xavier [2002] “Bolivia,” R. Sieder, ed. *Multiculturalism in Latin America : Indigenous Rights, Diversity and Democracy*, London : Palgrave.

- Archondo, Rafael [2007] "La ruta de Evo Morales," *Nueva sociedad*, No.207, pp.82-99.
- Blanes, José [2000] *Mallkus y alcaldes*, La Paz : Cebem.
- CEPAL [2007] *Balance preliminar de las economías de América Latina y el Caribe 2007*, Santiago, 13 de diciembre. (<http://www.eclac.cl>)
- CPE [2008] *Constitución política del Estado*, La Paz : Editorial CJIBANEZ.
- ECLAC [2005] *Social Panorama of Latin America*, Santiago : ECLAC.
- Fundación Milenio (F.M.) [2006] *Espejismo y realidades: análisis del Plan Nacional de Desarrollo, análisis de coyuntura*, No.5, octubre, La Paz.
- Gamarra, Eduardo A. [2007] "Bolivia on the Brink," *Council Special Report (CSR)* No.24, February, New York, Council on Foreign Relations.
- García Linera, Á. [2005] "Democracia, conflicto y movimientos sociales," in C. Vacaflares ed., *Conflicto y colaboración en el manejo de recursos naturales*, Tarija : JAINA.
- [2006] "Democracia liberal vs. democracia comunitaria," in C.Walsh et al., *Interculturalidad, descolonización del estado y del conocimiento*, Buenos Aires : Del signo.
- García O., A. Fernando García y Luis Quitón H. [2003] *La "Guerra de Agua" : abril de 2000 : la crisis de la política en Bolivia*, La Paz, PIEB.
- Gill, Lesley [2000] *Teetering on the Rim*, New York : Columbia University Press.
- Gray Molina, George [2003] "The Offspring of 1952," in M. S. Grindle and P. Domingo, eds., *Proclaiming Revolution*, Cambridge, Mass. : Harvard University Press.
- [2007] "El reto posneoliberal de Bolivia" No.209, mayo-junio, pp.118-129.
- Gustafson, Bret [2008] "By Means Legal and Otherwise : The Bolivian Right Regroups," *NACLA Report*, Vol.41, No.1, January/February., pp.20-25.
- Hilton, Robert and Sinclair Thomson [2007] *Revolutionary Horizon : Past and Present in Bolivian Politics*, London : Verso.
- ICG (International Crisis Group) [2007] "Bolivia's New Constitution : Avoiding Violent Confrontation," *Latin American Report*, No.23, 31 August.
- IMF [2007] "Bolivia," Staff Report for the 2007 Article IV Consultation, June 27.
- Klein, Herbert S. [2003] *A Concise History of Bolivia*, Cambridge University Press.
- Kohl, Benjamin and Linda Farthing [2006] *Impasse in Bolivia : Neoliberal Hegemony and Popular Resistance*, London : Zed Books.
- Laserna, Roberto [2006] *La trampa del rentismo*, La Paz : Fundación Milenio.
- [2007] "El caudillismo fragmentado," *Nueva sociedad* [2007] No.209, pp.100-117.
- Lazarte R., Jorge [2005] *Entre los espectros del pasado y las incertidumbres del futuro*, La Paz : ILDIS.
- Mamani, Pablo [2005] *Microgobiernos barriales*, El Alto : CADES.
- Mayorga, Fernando [2007] *Encrucijadas : ensayos sobre democracia y reforma estatal en Bolivia*, La Paz : CESU-UMSS.

- Mayorga, René A. [1999] "Sistema Político," *Bolivia en el siglo XX : Formación de la Bolivia contemporánea*, La Paz : Harvard Club de Bolivia.
- [2005] "Bolivia's Democracy at the Crossroads," in Frances Hagopian and Scott. P. Mainwaring, eds., *The Third Wave of Democratization in Latin America : Advances and Setbacks*, Cambridge University Press.
- Morales, Juan Antonio [2008] "La economía política del populismo boliviano del siglo 21." (未発表原稿, 引用許諾済み)
- MPD (Ministerio de Planificación de Desarrollo) [2006] *Plan Nacional de Desarrollo : Bolivia digna, soberana, productiva y democrática para vivir bien*, 16 de junio, La Paz. (<http://www.planificacion.gob.com/>)
- Natanson, José [2007] "Las reformas pactadas : entrevista a Álvaro García Linera," *Nueva sociedad*, no.209, pp.160-172.
- O'Donnell, Guillermo. [1994] "Delegative Democracy," *Journal of Democracy*, Vol.5, No.1, pp.55-70.
- Pacto de Unidad (PU) [2006] "Propuestas de las Organizaciones Indígenas, Originarias, Campesinas y de Colonizadores hacia la Asamblea Constituyente," (<http://www.conflictos interculturales.cebem.org>)
- Patzí P., Félix [2007] *Insurgencia y sumisión : movimientos sociales e indígenas, segunda edición ampliada 1983-2007*, La Paz : Yachay Washi.
- Pinto, Darwin y Roberto Navia [2007] *Un tal Evo*, Santa Cruz : El País.
- PNUD [2005] *La economía más allá del gas*, La Paz.
- [2007] *El estado de la opinión*, La Paz.
- Postero, Nancy Grey [2007] *Now We Are Citizens : Indigenous Politics in Postmulticultural Bolivia*, Stanford : Stanford University Press.
- Sachs, Jeffrey D. [2005] *The End of Poverty*, New York : Penguin Press.
- Teijeiro V., José [2007] *La rebelión permanente*, La Paz : Plural.
- Toranzo R., C. [2006] *Rostros de la democracia : una mirada mestiza*, La Paz : ILDIS.
- UDAPE [2006] *Progreso de los objetivos de desarrollo del Milenio*, La Paz.
- Van Cott, Donna Lee [2005] *From Movements to Parties in Latin America : The Evolution of Ethnic Politics*, New York : Cambridge University Press.
- World Bank [2006] *Bolivia*, Washington D.C.

付表 ボリビア年表

年	月	政権	おもな出来事
1825	8		共和国として独立（首都スクレ）
1879			「太平洋戦争」でチリに敗北、海岸部を割譲、内陸国に
1899			「連邦革命」、首都ラパスへ
1932			チャコ戦争でバラグアイに敗北、チャコ地方を失う
1952			ボリビア革命（スズの国有化、農地改革、普通選挙、教育の無償化）
1964			軍事クーデター
1982			民政移管（シーレス政権）、ハイパーインフレーション
1985	8		パス・エステンソ政権、「新経済政策」の導入
1989			パス・サモラ政権
1993			
1994		サンチェス	憲法改正（多文化多民族） 地方分権化、大衆参加、教育改革、農地改革
1996			資本化（民営化）
1997			「尊厳計画」（コカセロ、違法栽培根絶）
2000		バンセル	水の民営化に反対する抗議運動（「水戦争」）、コカ栽培根絶への抗議
2001	8		大統領病気で辞任、キログ副大統領が昇格
2002			社会主義運動（MAS）2位に躍進
	2		増税案に反対し警察のスト、軍との銃撃戦
2003	10	サンチェス	天然ガスの対米輸出に反対する抗議行動で大統領辞任（ガス戦争）
			メサ副大統領、大統領に昇格
2004	7		天然ガスの開発をめぐる国民投票で勝利
2005	5		新炭化水素法
	6	メサ	天然ガス国有化を求める抗議、大統領辞任
	12		ロドリゲス最高裁長官の暫定政権下で総選挙。知事公選
2006	1		モラレス政権発足
	5		天然ガスの国有化
	7		憲法制定議会選挙、自治権に関する国民投票
	8		憲法制定議会発足、議決方式めぐり対立激化
	11		農地改革法
2007	8		憲法制定議会会期延長
	12	モラレス	新憲法草案が野党欠席のまま承認
2008	5		通信テレコムの国有化
	6		県の自治めぐり住民投票（東部4県）
	8		大統領・副大統領、県知事の信任投票
	9		東部で反政府抗議行動激化
	10		議会で与野党、新憲法草案の修正に合意
2009	1		新憲法の是非を問う国民投票の予定（25日）

(出所) 筆者作成。